

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和6年11月7日

(1) 固定式刺し網漁業（めばる類）

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	遊休の許可管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格				
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業（めばる類）	1	5トン未満	定めなし	珠州市禄剛埼灯台（北緯37度31.743分東経137度19.595分）90.0度の線と羽咋郡志賀町海士埼灯台（北緯37度08.812分東経136度40.237分）270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。	1月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※ 1 (2) 羽咋郡志賀町福浦港から鳳珠郡能登町鶴川まで（輪島市上大沢町から町野町曾々木までを除く）に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年未満	3	西海

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和6年11月7日から令和6年11月13日まで